

調 査 報 告 書

2025年（令和7年）1月23日

北九州市いじめ問題専門委員会

いじめ問題専門委員会	委員長	上野	直生
	委 員	今村	浩司
		藤井	身依
		山下	博徳
		吉田	麻衣
第三者調査委員会	代 表	見越	あけみ
	委 員	久保	昂大
		時枝	和正
		松山	ゆかり

目次

第1	はじめに	2
1	事案の発生	2
2	第三者調査委員会の活動目的	2
3	本委員会の委員構成	2
4	市教育委員会との関わり方（連絡・資料整理）	3
5	調査報告書の構成	3
第2	本委員会の活動経過・概要	3
1	会議、調査等の開催日	3
2	調査内容	3
第3	事実認定と評価	6
1	はじめに	6
2	前提となる事情	7
3	本事案の経過	8
4	本事案の経過から認定し得る事実	8
5	認定した事実の「いじめ」該当性	12
6	いじめ該当行為と不登校・疾患との因果関係について	13
7	結論	15
第4	当该校及び市教育委員会の対応と問題点	15
1	当该校及び教職員の対応について	15
2	市教育委員会の対応について	24
3	本委員会による調査開始の遅れについて	28
第5	本調査を終えての提言	28
1	各学校のいじめ防止基本方針の実施状況の検証等	28
2	専門家による推進法等に関する研修の実施	28
3	重大事態として市長への報告について	29
4	スクールカウンセラーの活用について	29
5	議事録、面談記録の作成、保管等について	30
6	第三者調査委員会の事務局設置の在り方について	31

第1 はじめに

1 事案の発生

令和2年6月頃から令和3年5月頃までの間、北九州市内の市立中学校（以下、「当該校」という。）に在籍した男子生徒（以下、「当該生徒」という。）が同級生からいじめに遭い、その結果、当該生徒の心身に重大な被害が生じ、かつ、相当期間学校を欠席することを余儀なくされたと主張する事案（以下、「本事案」という。）が発生した（いじめ防止対策推進法（以下、「推進法」という。）第28条第1項第1号及び第2号）。

2 第三者調査委員会の活動目的

（1）北九州市は、令和4年11月9日、本事案を推進法第28条第1項第1号及び第2号の重大事態と認定し、それを受けて、北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成26年6月25日公布・平成26年北九州市条例第42号）第3条第2項に基づき、本事案の調査審議のために臨時委員を任命し、北九州市いじめ問題専門委員会のもとに臨時委員で構成される第三者調査委員会（以下、「本委員会」という。）が設置された。

（2）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月版「以下、「ガイドライン」という。）の2頁には、「重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的である」と記載されている。本委員会においても、当該生徒にかかるいじめ被害の事実関係を明らかにすること、本事案についての当該校や市教育委員会の対応についての評価、及び、当該校や市教育委員会への再発防止の提言を行うことを目的とした。

また、調査事項は、別表1：調査事項一覧表記載の通り、全40項目である。この40項目は、基本的に当該生徒側が提示した内容で、中には、調査を要しない単なる事実経過としての記載も含まれる。本委員会は、本調査開始前に当該生徒側と調査事項について協議を重ね、調査項目に関しては、当該生徒側の意向を最大限尊重する方針とした。

3 本委員会の委員構成

北九州市いじめ防止基本方針（当該基本方針は令和5年3月に改訂されているが、本報告では、本事案発生当時に存在した令和2年3月改訂

版を引用することとする。)第3項(1)①には、「組織の構成は、調査を前提として、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者で構成することを基本とする。」と記載されている。その方針にしたがい、本委員会の構成員は、弁護士2名、臨床心理士1名、学識経験者1名の合計4名であった。

また、臨時委員の任命に際しては、市教育委員会により、4人の臨時委員と当該生徒側や当該生徒が加害生徒として名前をあげた生徒との間に利害関係がないことの確認がなされた。

4 市教育委員会との関わり方(連絡・資料整理)

本委員会の庶務は、市教育委員会学校教育部生徒指導課において処理するが(北九州市いじめ問題専門委員会運営要綱第6条)、本事案では、当該生徒側が市教育委員会に強い不信感を持っていたこと等から、本委員会の庶務についての市教育委員会の関与は学校関係者との連絡調整等の最小限のものに止めることにした。

5 調査報告書の構成

この調査報告書の構成は、以下の通りである。

- ① 別表1：調査事項一覧表記載の各項目の事実の有無
- ② ①で認定された事実が推進法に定める「いじめ」に該当するか
- ③ 該当する場合に、その「いじめ」が当該生徒の不登校や疾病につながったといえるか否か(因果関係)
- ④ 当該校及び市教育委員会の対応と問題点
- ⑤ 本調査を終えての提言

第2 本委員会の活動経過・概要

1 会議、調査等の開催日

別表2：本委員会開催日一覧表に記載の通りである。

2 調査内容

調査の対象者については、別表1：調査事項一覧表で挙げられた人物について、本委員会内で協議し、調査が必要と判断された人物を調査対象とした。男子バスケットボール部(以下、「男子バスケ部」という。)

の当該生徒の1学年下の後輩についても、調査の対象に含まれていたが、当該生徒の部活の同級生や1学年上の先輩への調査結果を踏まえると、部活の1学年下の後輩への調査を実施しても、有益な情報が得られるとは考えられなかったため、部活の1学年下の後輩については、調査を実施しなかった。なお、部活の1学年下の後輩への調査を実施しないことについては、当該生徒側の了承を得ている。

また、調査の方法については、本委員会内で協議を行い、聴き取り調査、もしくはアンケート調査を実施することとした。

(1) 聴き取り調査

聴き取り調査の対象者には、事前に本調査の趣旨・目的について説明し、対象者の都合に配慮して日程調整を行い、対面もしくはオンラインの方法により聴き取り調査を実施した。

ア 当該生徒

2名の委員が当該生徒から聴き取り調査を実施した。

イ 当該生徒の家族

2名の委員が当該生徒の保護者母及び■からそれぞれ個別に聴き取り調査を実施した。

ウ 当該校の生徒

当該校の生徒については、当該生徒が加害生徒として名前をあげた生徒4名（以下、「生徒A」乃至「生徒D」という。）と、調査事項において当該生徒側が名前をあげた同級生2名（以下、「生徒E」、「生徒F」という。）の合計6名の生徒から聴き取り調査を実施した。調査に際しては、2名の委員が生徒ごとに個別に聴き取り調査を実施した。

エ 当該校の生徒の保護者

当該校の生徒の保護者4名を対象に聴き取り調査を実施した。聴き取りに際しては、保護者ごとに1名の委員が聴き取り調査を行った。

オ 当該校の教員

当該校の教員について、当該生徒が■年次の校長、■年次の校長、教頭、当該生徒の■年次担任兼所属していた部活顧問（以下、「■年次

担任兼部活顧問」という。)、■年次担任(以下、「■年次担任」という。)、部活顧問(■年次担任兼部活顧問とともに部活顧問をしていた教員で、以下、単に「部活顧問」という。)、養護教諭から聴き取り調査を実施した。調査に際しては、2名の委員が聴き取り調査を行った。

カ 市教育委員会の職員

市教育委員会については、2名の委員が、当時、本事案を対応していた3名の職員から聴き取り調査を実施した。

(2) アンケート調査

本委員会は、以下の方法で、アンケート調査を実施した。

ア アンケート調査の種類

アンケート調査は、下記の通り、計3回(3種類)実施した。

記

- ① 当該生徒が所属していた部活の同級生向けアンケート(別表3-1)
- ② 当該生徒が所属していた部活の一学年上の先輩向けアンケート(別表3-2)
- ③ 当該生徒が■年次に在籍していたクラスの同級生向けアンケート(別表3-3)

イ アンケート項目

アンケート項目は、別表1:調査事項一覧表に基づき、本委員会が必要な項目等を協議し作成した。質問項目は、いずれのアンケートについても当該生徒側の意見を踏まえて作成し、②部活の一学年上の先輩向けのアンケートと、③■年次のクラスの同級生向けのアンケートについては、当該生徒側の了承を得た上で実施した。

ウ 協力依頼の方法

アンケート調査に際しては、事前に対象者の家庭に電話でアンケート調査への協力を依頼し、協力すると回答した生徒の家庭宛てに、市教育委員会がアンケート票を郵送することとした。

エ 回収方法

回答済みのアンケート票は、同封の返信封筒を用いて、市教育委員会宛てに返送してもらうこととした。市教育委員会宛に返送され

てきたアンケート票入りの封筒は、未開封の状態で市教育委員会から本委員会の代表に引き渡し、本委員会代表にて開封することによって、市教育委員会の関与なしにアンケート票の回答内容を確認した。

オ アンケート票の回収状況

アンケート票の回収状況は、下記の通りである。

記

① 当該生徒が所属していた部活の同級生向けアンケート

対象者15名のうち、協力依頼に了承した者は14名、最終的にアンケート票を返送した者は10名。

② 当該生徒が所属していた部活の同一学年上の先輩向けアンケート

対象者10名のうち、協力依頼に了承した者は7名、最終的にアンケート票を返送した者は7名。

③ 当該生徒が■年次に在籍していたクラスの同級生向けアンケート

対象者27名のうち、協力依頼に了承した者は24名、最終的にアンケート票を返送した者は23名。

(3) 証拠資料

以上の各調査を行ったうえで、本委員会が本事案の調査において収集し、本調査報告書の作成に用いた証拠資料関係は、別表4-1：証拠資料一覧表（本委員会が収集したもの）及び別表4-2：証拠資料一覧表（当該生徒側が提出したもの）の通りである。なお、本報告書内で証拠資料を引用する場合は、（資料●）と記載することとする。

第3 事実認定と評価

1 はじめに

本項目では、当該生徒側の訴えに基づいて作成した別表1：調査事項一覧表記載の調査事項のうち、当該生徒が不登校になる前に学校内及び部活内で発生したとされる調査事項（No. 1～25）について、事実として認定できるか否かを検討する。そして、当該生徒が不登校になっ

た後の調査事項（No. 26～40）については、次項「第4 当該校及び市教育委員会の対応と問題点」において必要な範囲で事実認定した。

2 前提となる事情

（1）当該生徒

当該生徒は、令和2年3月に他県から北九州市へ転居し、同年4月当該校に入学し、男子バスケ部に入部した。令和3年4月には■年生に進級し、引き続き男子バスケ部に所属したが、同年5月31日以降不登校の状態が続き、令和4年1月、他校へ転校した。

（2）代理人弁護士

令和3年9月頃、当該生徒は、当該校との交渉に当たり、代理人弁護士（以下、「前代理人弁護士」という。）を就けた（資料23）。以後、当該校及び市教育委員会との連絡窓口は、前代理人弁護士が務めていたが、令和4年10月17日に辞任した（資料14）。

同年10月18日、新たな代理人弁護士（以下、「代理人弁護士」という。）が就き（資料15）、現在に至るまで、当該校、市教育委員会及び本委員会との連絡窓口は、この代理人弁護士が務めている。

（3）当該校の男子バスケ部

当該校の男子バスケ部の部員数は、令和2年度が39名（3年生8名、2年生10名、1年生21名）、令和3年度が43名（3年生10名、2年生15名、1年生18名）である。

主な練習場所は、体育館（コート2面）だが、常に男子バスケ部が全面を使用できるわけではなく、他の部活との兼ね合いで、半面しか使用できない日もある。

部活の運営・指導に当たる顧問は、■年次担任兼部活顧問と部活顧問の2名であった（資料30～31）。

（4）当該校の生徒

当該生徒が、いじめの加害者としてあげた生徒4名（「生徒A」乃至「生徒D」）は、いずれも男子バスケ部に所属する同級生である。

（5）当該校の教職員

当該生徒側の訴えにおいて、主に名前のあがる教職員は、■年次担任兼部活顧問、及び、部活顧問である。

3 本事案の経過

本事案の経過は、概ね別表1：調査事項一覧表記載の通りである。当該生徒側が訴えるいじめ行為は、当該生徒が男子バスケット部に入部した令和2年6月頃から、不登校となる令和3年5月末頃までの約1年の間に、学校内（主にクラス内）及び部活内で発生したとされる事項である。

4 本事案の経過から認定し得る事実

- (1) 当該生徒が「[REDACTED]」というあだ名で呼ばれたこと（別表1：調査事項一覧表No. 3参照）

ア 認定した事実

令和2年7月頃から令和3年5月頃までの間、当該生徒は、学校内及び部活内で、生徒A乃至生徒Dから「[REDACTED]」というあだ名で呼ばれたこと。

イ 認定した理由

生徒A乃至生徒D及び生徒Fは、いずれも当該生徒のことを「[REDACTED]」というあだ名で呼んでいたことを認めている。しかし、単なる呼び名として使用していただけで、ニヤニヤ笑いながらとか、用もなく執拗に呼んだことは否定している（資料24～28）。

[REDACTED]年次のクラスメイト及び部活の同級生を対象としたアンケートでは、多くの生徒が、上記5名に限らず複数の生徒（主に男子バスケット部の生徒）が、当該生徒のことを「[REDACTED]」というあだ名で呼んでいるのを聞いたことがあると回答している。しかし、当該生徒をからかう意図で「[REDACTED]」と呼んでいるように感じたかという質問に対して、若干名「はい」と回答した者がいる一方で、大半は「いいえ」又は「わからない」と回答した（資料44～46）。

これらの事情を考慮すると、上記4名を含む複数の生徒が学校内及び部活内で当該生徒のことを「[REDACTED]」というあだ名で呼んでいたことは事実として認定できる。しかし、上記4名がニヤニヤ笑いながら用もなく執拗に呼んだか否かについては証拠資料上明らかでなく、事実として認定することはできなかった。

- (2) 生徒Aが当該生徒のシュートを妨害したこと（別表1：調査事項一

覧表No. 7参照)

ア 認定した事実

令和2年8月以降、生徒Aは、当該生徒がフリーシュートの練習をしているとき、当該生徒がゴールに向かってボールを投げるのと同じタイミングでボールを投げることによって、当該生徒のボールをはじいて、ボールがゴールに入るのを阻止するというシュート妨害をしたこと。

イ 認定した理由

生徒Aは、シュート妨害について否定しているものの、[REDACTED]
[REDACTED]は、過去に生徒Aと話した際に、生徒Aが、当該生徒によるシュートの邪魔をしたことがあると明確に回答した旨述べている(資料30)。この点に関する[REDACTED]の供述は、他の事項に比べてかなり確信的であり、あえて虚偽の発言をする合理的理由は見出せないから信用性は高いと考え、シュート妨害の事実は認定できると判断した。

(3) 生徒Aの手が当該生徒の首を引っ掻き、生徒Aの指が当該生徒の左眼に入ったこと(別表1:調査事項一覧表No. 17参照)

ア 認定した事実

令和3年3月30日、部活中、当該生徒がオフェンス、生徒Aがディフェンスとして練習していたところ、生徒Aが当該生徒の所持するボールをカットしようとして手を下から上に振り上げた。その際に、生徒Aの手が当該生徒の首に接触し、首を引っ掻いた上、生徒Aの指が当該生徒の左眼に入ったこと。

イ 認定した理由

当該生徒側は、本件について、「災害発生状況調査」と題する書面に必要事項を記載し、当該校へ提出している(資料オ)。同書面には、「攻めでその場でドリブルをしていて相手がボールを取ろうとした」、「左側の首をひっかいてその指が左眼に入った」等と記載されている。

当該校は、本件について「災害報告書」を作成し、市教育委員会へ提出している(資料カ)。同書面には、「1対1の練習でその場で

ドリブルをしていた。相手がボールを取ろうとした際、その指先が誤って左眼に当たった。」と記載されている。

部活の同級生に対するアンケートの結果、当該状況を目撃したと回答した者は3名いた。ただし、生徒Aがわざとそのような行為をしたかという質問に対する回答は、「いいえ」又は「わからない」のみで、「はい」という回答はなかった（資料44）。この点、生徒Fは、聴き取り調査時に、生徒Aが「わざとやったんじゃないかと思った」等と述べていたが（資料28）、生徒Fは、当該状況を直に目撃した者ではないから、かかる供述は、同人の憶測の域を出ないものと判断し、事実認定においては採用しないこととした。

他方で、生徒Aは、1対1の練習中、当該生徒の左眼に、生徒Aの指が入ったことは認めているが、意図的に行ったわけではなく、偶然に当たってしまった、その場で直ぐに謝罪したと述べている（資料24）。

■■■■■は、当該生徒の顔に生徒Aの手が当たる様子（ただし、生徒Aの指が入ったか否かまでは判別できず。）を目撃した。もっとも、生徒Aが、当該生徒の目や顔を傷付ける意図で手を振り上げたようには見えず、正当なプレーとしてボールを奪いにいったところ、たまたま当たってしまったように見えたと述べている（資料30）。

また、■■■■■は、当該状況について目撃しておらず、■■■■■から、報告を受けただけであると述べている（資料31）。

上記各事情を総合考慮すると、部活中、生徒Aが手を下から上に振り上げた際、生徒Aの手が当該生徒の首に接触し、首を引っ掻いた上、生徒Aの指が、当該生徒の左眼に入ったことは事実として認定できる。しかし、生徒Aが、当該生徒の目や顔を傷付ける意図で手を振り上げたことを裏付ける確固たる事情は得られなかったため、生徒Aが、当該生徒を傷付ける意図でわざと手を振り上げたことまでは、事実として認定できなかった。

（4）生徒Aのバックパスが当該生徒の左顔面に当たったこと（別表1：

調査事項一覧表No. 22 参照)

ア 認定した事実

令和3年5月22日、部活中、当該生徒と生徒Aとペアを組んでバックパスの練習を行った際に、生徒Aが当該生徒に向けてバックパスをしたところ、生徒Aの投げたボールが当該生徒の左顔面に当たり、左顔面が腫れたこと。

イ 認定した理由

生徒A乃至生徒Dはいずれも、バックパスの練習中、生徒Aが当該生徒に対してバックパスとして投げたボールが当該生徒の顔に当たったという出来事は記憶にあると明確に述べている(資料24～27)。しかし、生徒Aは、偶然当たったのであって、わざとではない旨述べている(資料24)。

また、部活の同級生に対するアンケートの結果、当該状況を目撃したと回答した者は5名いた。もっとも、生徒Aがわざとそのような行為をしたという質問に対する回答は、「いいえ」又は「わからない」のみで、「はい」という回答はなかった(資料44)。

■は、当該状況を直に見たわけではないが、現場には居合わせており、当時の状況からして、わざとではなく偶然な事故だと思う旨述べている(資料31)。

また、■は、当該生徒の顔にボールが当たった要因について、技術が足りなかったこと(生徒Aがボールを投げる際にコントロールができない、当該生徒もボールを取る技術がない)も考えられる旨述べている(資料30)。

上記各事情を総合考慮すると、バックパスの練習中、生徒Aがバックパスとして投げたボールが当該生徒の顔に当たったことは事実として認定できるが、生徒Aが、当該生徒を傷付ける意図でわざとボールを投げたことまでは、事実として認定できなかった。

(5) 認定できなかった事項とその理由

上記(1)乃至(4)以外の調査事項については、関係証拠資料、及び、各調査結果を精査したものの、本調査において、事実として認定し得るに足る証拠資料が十分ではなく、事実として認定すること

はできなかった。

悪口や嫌みに関しては、当該生徒自身、時間が経っているために具体的な文言は思い出せないと述べ（資料21）、抽象的な被害申告に留まる状況であった。この点、生徒A及び生徒Bは、部活の練習中、当該生徒がミスをした際に、口が悪くなったかもしれないと述べるも、無意味に嫌がらせの類の言葉を発したことはないと述べている（資料24、26）。

また、ボールが身体に当たること、ボール同士が当たることが、偶然又はやむを得ないものなのか否かは、具体的状況の下でどのような当たり方をしたのか、慎重に判断しなければならない。ところが、バスケットボールは接触型のスポーツゆえに、練習中にボールが身体に当たること（それによって生じる突き指等）、ボール同士が当たってしまうことは特別な出来事として捉えられず、記憶に残り難いという問題がある。加えて、別表1：調査事項一覧表の各調査事項は、2～3年前の出来事であるから、時間の経過による記憶の減退もある。実際、聴き取り調査では「覚えていない」という返答が多く、各アンケート調査の結果も「わからない」という回答が散見され、事実認定の前提となる情報を十分に確保することはできなかった。

以上の事情から、上記（1）乃至（4）以外の事実は、本調査において、事実として認定することは困難であると判断した。

5 認定した事実の「いじめ」該当性

（1）「いじめ」の定義について

推進法第2条第1項において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

この点、本委員会としては、いじめられた者の立場に立っていじめを認定することの重要性は十分に理解しており、基本的に上記定

と診断された（資料ホ）。

当該生徒は、当該校を約7か月間連続して欠席した後、令和4年1月に転校したが、転校後も体調不良のため学校には行けなかった（資料21）。

（4）本委員会の判断

ア いじめ該当行為と不登校の因果関係について

当該生徒が、不登校になった後に受診した医療機関作成の各診断書には、「いじめによる」、「同級生のいじめによる」と記載されている（資料ハ、ホ）。また、診療録中の「心理社会的背景」という欄には、「コロナ分散登校明けの6月頃～いじめを受けるようになり、8月頃～は暴力を受けることも」と書かれている（資料ミ）。

そして、当該生徒が訴えるいじめ行為が複数存在する中、生徒Aの指が当該生徒の左眼に入った件（令和3年3月30日の出来事）、生徒Aのバックパスが当該生徒の左顔面に当たった件（同年5月22日の出来事）を経て、同年5月31日以降不登校になったという経過に鑑みれば、いじめ該当行為が当該生徒の心身に悪影響を及ぼし、その結果不登校になった可能性は否定できないことから、いじめ該当行為が不登校に影響していることは否定できない。

一方で、本委員会が認定しなかった事項の中にも、当該生徒の心身に悪影響を及ぼしている事項はあり得るし、生徒A乃至生徒Dの言動だけでなく、教職員の配慮に欠けた不適切な言動（この点は、次の「第4 当該校及び市教育委員会の対応と問題点」にて詳述する。）によっても当該生徒が精神的苦痛を受けたことも認められることから、いじめ該当行為以外の要因が不登校に影響した可能性もある。

イ いじめ該当行為と疾患の因果関係について

前提として、

疾患である（資料47）。また、

疾患である（資料４８）。

この点、当該生徒は、不登校になった後、
と診断され（ただし、発症した時期は定かでない。）、約７か月不登校が続いている。このことから、当該生徒がいじめ該当行為をストレスに感じ、それが
となって各疾患を発症した可能性は否定できないことから、いじめ該当行為が各疾患の発症に影響していることは否定できない。

一方で、ストレスや
には複合的な要因が関連していると考えられ、いじめ該当行為以外に当該生徒にストレスを与え、
要因が存在した可能性もあることから、いじめ該当行為以外の要因が各疾患の発症に影響した可能性もある。

（５）小括

以上から、いじめ該当行為が不登校及び各疾患の発症に影響していることは否定できないと判断した。

７ 結論

本委員会としては、本調査の結果、第４項（１）乃至（４）の各事実を認定し、それらが推進法第２条第１項の「いじめ」に該当すると判断した上で、いじめ該当行為が不登校及び各疾患の発症に影響していることは否定できないと判断した。

第４ 当該校及び市教育委員会の対応と問題点

１ 当該校及び教職員の対応について

（１）推進法第１３条に基づく「学校いじめ防止基本方針」の制定について

当該校では、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」（資料１１）が制定されている。同基本方針には、「学期に１回以上、無記名でいじめに特化したアンケートを行い、いじめの実態を把握する。」、「９月に行われる全市一斉のいじめに特化したアンケートを活用し、学校全体でいじめの実態を把握する。」と記載され、同基本方針の年間計画によれば、年間４回のいじめに関するアンケートの実施が予定されていた。

また、同基本方針には、「学期に1回以上の定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。」と記載され、同基本方針の年間計画によれば、いじめに関するアンケート後に年間3回の教育相談が予定されていた。

しかし、令和2年7月と令和3年8月に「いじめに関するアンケート」が実施されたことは確認できたが（資料4-1、4-2）、同基本方針の年間計画に記載された年間4回のいじめに関するアンケートが実施されていることは確認できなかった。

また、いじめに関するアンケート後に教育相談を実施したことを裏付ける記録も確認できないため、同基本方針の年間計画に記載された年3回の教育相談が行われていたかも確認できなかった。

さらに、同基本方針の年間計画によれば、職員研修会（カウンセラーを活用した情報交換会）と、いじめに関するアンケート後に年間3回の校内研修会（アンケート結果を基にした取り組みの確認）の実施が予定されていた。

しかし、当該校では、令和3年8月に職員研修会が実施されたことは確認できたが（資料12）、それ以外の実施記録が保管されていないため、これらの研修会が同基本方針の年間計画通りに実施されたかも確認できなかった。

以上から、当該校では、「学校いじめ防止基本方針」は制定されているが、同基本方針及び年間計画の通りに実施されているか否かについては、実施記録が保管されていないため確認できなかった。

（2）推進法第22条に基づく組織について

当該校では、いじめ防止対策を行うための組織として、校内いじめ問題対策委員会が設置されており、同委員会は、校長、教頭、生徒指導主事（1年兼任）、養護教諭、特別支援コーディネーター、2学年生徒指導担当、3学年生徒指導担当、1学年主任、2学年主任、3学年主任（以上、教職員関係者）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（以上、外部関係者）で組織されていた（資料11）。

そして、同委員会は、生徒指導委員会の中で、週に1回、年間35

回程度、開催されていたとのことであるが、その議事録が作成されていないため、同委員会におけるいじめ防止に関する議論状況を確認することはできなかった。

当該校において校内いじめ問題対策委員会の議事録が作成されていなかったことは、極めて不適切と言わざるを得ない。

また、校内いじめ問題対策委員会は、生徒指導委員会の中で実施されており（資料34、35）、独立して開催されていなかったことから、校内いじめ問題対策委員会としての時間が十分に確保されていたのかについても疑問が残る。

(3) ■年次の対応について

ア アンケート後の対応について

令和2年7月実施の「いじめに関するアンケート」（資料4-1）において、当該生徒は、同級生（同じクラスの人）から嫌がらせを受けていると記載し、「生徒Aのことが苦手です。席替えなどで近くになりたくありません。」と具体的な名前をあげて回答している。

また、令和2年12月及び令和3年2月実施の「日常生活とあなた自身に関するアンケート」（資料5-1、6-1）において、当該生徒は、友人関係（いじめられている等を含む）、家庭、学校生活について悩みがあり、悩みを相談する相手がいない旨を記載している。

当該生徒は、他県からの転入生のため友人も少なかったことから、当該生徒及びその保護者の悩みに寄り添った対応が特に必要であったが、■年次担任兼部活顧問がそのような対応をしていたとは認められなかった（資料30）。

そのため、当該生徒は、■年次担任兼部活顧問を悩みの相談相手としては考えていなかったようである（資料21、23）。

イ 令和2年9月2日の当該生徒の保護者からの■年次担任兼部活顧問に対するシュート練習中に当該生徒の頭にボールがよく当たるとの相談への対応について

令和2年9月2日に当該生徒の保護者は、■年次担任兼部活顧

間に対して、シュート練習の時に当該生徒の頭にボールがよく当たる、当てられると、部活トラブルで悩んでいる旨を相談していた（資料23、資料イ）。

■年次担任兼部活顧問は、前述のアンケート結果により、当該生徒と生徒Aの関係性が良くないことを認識しており、令和2年8月頃にも生徒Aが故意に当該生徒のシュートを妨害していた事実を確認していたことから（資料30）、部活動中の当該生徒に対する「いじめ」が疑われる状況であったにもかかわらず、当該生徒の保護者からの相談に対して必要な調査を行わず、当該生徒の保護者に「小さくて力の弱い子が前、大きくて力の強い子が後ろの方にいる。それで当該生徒はよくボールに当たる。」、「みんな一緒みんな同じでみんなボールに当たってます。」と述べて（資料イ）、単なる練習中の事故と安易に判断したことは、不適切な対応であった。

ウ 令和3年3月30日事故の対応について

■年次担任兼部活顧問及び部活顧問（以下、「部活顧問ら」という。）は、当該生徒と生徒Aの関係性が良くないことを認識しており、令和2年8月頃にも生徒Aが故意にシュート妨害した事実を確認し、同年9月にも当該生徒の保護者から当該生徒の頭にボールがよく当たるとの相談を受けていたことから、令和3年3月事故について生徒Aの当該生徒に対する「いじめ」が疑われる状況であったにもかかわらず、部活顧問らは、同年3月事故後に、当該生徒、生徒A、他の生徒等から必要な調査を行わず、単なる練習中の事故と安易に判断したことは、不適切な対応であった。

また、令和3年3月事故により、当該生徒は、首から上の左眼と首を負傷していたにもかかわらず、部活顧問らは、当該生徒に対し患部を氷で冷やすことを指示したのみで、直ちに保護者に連絡して病院に連れて行く等の必要な対応を怠ったこと（資料23、ウー1）も不適切な対応であった。

エ 部活顧問らの「いじめ」の認識について

部活顧問らは、令和3年3月事故は、単なる練習中の事故と判断

しており、推進法上の「いじめ」とは認識していなかった（資料30、31）。

この点、推進法第2条第1項は、「いじめ」の定義として、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定する。

つまり、推進法上の「いじめ」とは、加害生徒がいじめを意図して行っていない行為、偶発的な行為、継続性がない行為等であっても、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている場合は、推進法上の「いじめ」に該当するのであり、加害生徒の故意の有無は問わない。

そうすると、少なくとも、令和3年3月事故は、生徒Aが故意に当該行為に及んだかどうかにかかわらず、当該行為により当該生徒が心身の苦痛を受けたことは明らかであるから、生徒Aの行為は、推進法上の「いじめ」に該当する。

よって、部活顧問らは、令和3年3月事故の生徒Aの行為が推進法上の「いじめ」に該当するにもかかわらず、これを単なる練習中の事故と安易に判断したことは不適切であり、これが本事案の発覚が遅れた一因と考えられる。

そして、部活顧問らは、令和3年3月事故を推進法上の「いじめ」として管理職に報告しなかったことから（資料35）、同事故が校内いじめ問題対策委員会で議題として取り上げられて議論されることはなかった。

オ ■年次担任兼部活顧問から■年次担任への引き継ぎについて

■年次担任兼部活顧問は、■年次担任に対して、当該生徒の保護者から部活トラブルの件で相談を受けていたことを引き継いでいなかったのは、不適切であった（資料32）。

(4) ■年次の対応について

ア 令和3年4月13日の当該生徒側との面談時の対応について

令和3年4月13日に部活顧問らが当該生徒側（当該生徒と保護者）と面談した際に、部活顧問らは、同年3月事故について、生徒Aの当該生徒に対する「いじめ」が疑われる状況であったにもかかわらず、必要な調査を行わずに、「生徒Aは技術的にまだ未熟なので、足から出すところ手が先に出た。」、「自分も男の子2人いるからわかります。男親だったら大したことないということをお母さんが心配される気持ちはよくわかります。」と説明していたこと（資料ケ）は、不適切な対応であった。

また、当該生徒の保護者は、部活顧問らに対し、部員の首から上の怪我等を防止するために安全面についての部員への指導をお願いし、部活顧問らはこれを約束したが（資料ケ）、部員への指導が実際に行われたか否かについては確認できなかった。

さらに、部活顧問らは、教頭に対して、令和3年4月13日の当該生徒側との面談目的について、同年3月事故に関する相談ではなく、練習中に当該生徒がボールをぶつけられる件で面談したと事実と異なる報告を行っていた（資料35）ことも不適切であった。

そして、部活顧問らは、令和3年4月13日の当該生徒側との面談記録を作成しておらず、面談結果を管理職に詳細に報告していなかったこと（資料35）も不適切であった。

イ アンケート後の対応について

令和3年5月実施の「日常生活とあなた自身に関するアンケート」（資料8-1）において、当該生徒は、■年次と同様に、友人関係（いじめられている等を含む）、家庭、学校生活について悩みがあり、悩みを相談する相手がいない旨を記載していた。

これに対し、■年次担任は、アンケート後に教育相談を実施したものの（資料32）、その後、スクールカウンセラーを紹介する等の当該生徒の悩みに寄り添った対応をしなかったことは、不適切であった。

ウ 令和3年5月22日事故の対応について

部活顧問らは、当該生徒と生徒Aの関係性が良くないことを認

識しており、令和2年8月頃にも生徒Aが故意にシュート妨害した事実を確認し、同年9月にも保護者から当該生徒の頭にボールがよく当たるとの相談を受け、同年3月事故で当該生徒が生徒Aの行為により負傷した事故が発生していたことから、同年5月事故について生徒Aの当該生徒に対する「いじめ」が疑われる状況であったにもかかわらず、同年5月事故後に当該生徒、生徒A、他の生徒等から必要な調査を行わず、単なる練習中の事故と判断し、当該生徒に対し「顔の前で手を構えていないのがいけない。」と逆に注意していたこと（資料コー1）は、不適切な対応であった。

また、令和3年5月事故により、当該生徒は、首から上の顔面を負傷していたにもかかわらず、部活顧問らは、当該生徒に対し患部を氷で冷やすことを指示したのみで、直ちに保護者に連絡して病院に連れて行く等の必要な対応を怠ったこと（資料コー1）についても、不適切な対応であった。

さらに、部活顧問らは、令和3年5月事故発生の実態について、当該生徒が負傷していたにもかかわらず、管理職に報告していなかったことも（資料コー1、35）、不適切であった。

エ 令和3年5月事故についての部活顧問らの推進法上の「いじめ」の認識について

部活顧問らは、令和3年5月事故も、単なる練習中の事故と判断しており、推進法上の「いじめ」とは認識していなかった（資料30、31）。

しかし、令和3年5月事故は、生徒Aが故意に当該行為に及んだかどうかにかかわらず、当該生徒が心身の苦痛を受けていることは明らかであるから、生徒Aの行為は、推進法上の「いじめ」に該当するが、部活顧問らは、推進法上の「いじめ」とは判断せず、単なる練習中の事故と判断したことは不適切であり、これが本事実の発覚が遅れた一因と考えられる。

また、部活顧問らは、令和3年5月事故についても、推進法上の「いじめ」として管理職に報告しなかったことから（資料コー1、35）、同事故が校内いじめ問題対策委員会で議題として取り上

げられて議論されることはなかった。

オ 令和3年5月26日頃の部活顧問の発言について

令和3年5月26日頃に当該生徒が部活顧問に対し眼科に行くために部活を休むと伝えた際に、部活顧問は、当該生徒に対し、眼の視力低下の原因はカードゲームのやり過ぎではないかという趣旨の発言をしていた（資料10、チ、ツ、コー1）。

当該生徒は、令和3年3月事故により左眼の視力が低下していたにもかかわらず、部活顧問からカードゲームのやり過ぎが原因と言われたことに精神的苦痛を受け、これが不登校の引き金になったと述べていることから（資料21）、部活顧問の上記発言は、当該生徒の心情への配慮に欠けた不適切な発言であった。

（5）男子バスケ部における危険な練習状況について

ア 当該生徒の部活の同級生と部活の1学年上の先輩に対してアンケート調査（別表3-1、3-2）を実施したところ、練習中に1つのゴールを■年生全員で使用することがあった、■年生全員で1つのゴールを使用する練習において不意にボールが頭や顔に当たってしまう危険な状況があった、顧問は1つのゴールを■年生全員で使用する状況を改善しようとしなかったとの回答が複数あった（資料44、46）。

イ アンケート調査の上記回答によれば、■年生の部員数が多かったにもかかわらず、■年生全員で1つのゴールを使用させた結果、ボールが頭や顔等の身体に当たる危険な状況になっており、実際にバスケ部では練習中の怪我が他の部活に比べて多かったとの証言もあった（資料36）。

こうした状況にもかかわらず、部活顧問らが危険な練習状況を改善しようとしなかったことは、部員の安全への配慮に欠けた不適切な対応であった。

ウ なお、本事案では、当該生徒から部活の練習中によくボールが頭や顔面等の身体に当たるとの申告がなされているが、その背景として、男子バスケ部における危険な練習状況が少なからず影響していると考えられる。

(6) 不登校以降の対応について

ア 当該生徒の保護者は、■年次担任に対し、令和3年4月の家庭訪問時に、同年3月事故について部活顧問に相談しても解決していない等の話をしていた（資料ス）。

また、当該生徒の保護者は、令和3年5月27日付け■年次担任宛ての手紙（資料17）で、部活の件で教頭も同席の上で相談に乗ってほしいと依頼し、同年5月31日に面談が予定されていたが、同日は当該生徒の体調が悪くなり、面談はキャンセルされ、その後、当該生徒は不登校になった（資料ス）。

その後の当該生徒の保護者からの令和3年6月11日付け■年次担任宛ての手紙（資料17、セ）にも、部活でのトラブルの事実が記載されていた。

さらに、■年次担任は、当該生徒が不登校になった後に家庭訪問した際にも、保護者から部活でのトラブルの話を聞いていた（資料32、ス）。

このように、当該生徒の保護者は、■年次担任に対して度々部活でのトラブルの話をしていたにもかかわらず、■年次担任は、保護者からの申告内容を管理職に報告せず、保護者と学校との面談の機会を設ける等の対応をしなかったことは、不適切であった。

仮に、■年次担任が当該生徒の保護者からの申告内容を管理職に報告し、保護者と学校との面談の機会が早期に設定されていれば、学校側が当該生徒の部活でのトラブルの事実を早い段階で把握できたと考えられることから、この点も本事案発覚が遅れた一因と考えられる。

イ 当該校の教職員が推進法上の「いじめ」の定義を理解していなかったこと

当該校は、令和3年10月22日付け当該生徒の前代理人弁護士からの受任通知書（資料2）により、当該生徒側から当該生徒が部活動中に4名の生徒から「いじめ」被害を受けていたとの申告を初めて受けた（資料34、35）。

しかし、当該校は、令和3年11月11日の当該生徒側（保護者夫

婦、前代理人弁護士)との面談時に、部活顧問らの説明に基づき、関係生徒の行為は、故意ではなく、単なる練習中の事故との見解を示し(資料10、チ、ツ)、推進法上の「いじめ」とは判断していなかった(資料34、35)。

それは、当該校が推進法上の「いじめ」の定義を誤解し、関係生徒の行為が故意とは認められないから「いじめ」ではないと判断していたことによるものである。

しかし、受任通知書に記載された「いじめ」被害の具体的事実については、関係生徒が故意に行ったかどうかにかかわらず、当該生徒が当該行為により心身の苦痛を感じていた場合は、推進法上の「いじめ」に該当することから、当該校は、推進法上の「いじめ」被害が発生した疑いがあると判断して、推進法上の然るべき対応を行うべきであった。

2 市教育委員会の対応について

(1) 本事案発覚当初の対応について

市教育委員会の担当職員は、当該校から令和3年10月22日付け前代理人弁護士からの受任通知書が届いたとの報告を受けて以降、当該校と当該生徒側(保護者、前代理人弁護士)との面談に立ち会っており、その後も、当該生徒側との連絡窓口としての役割を果たしていた点は適切であった。

(2) 重大事態の認定と市長への報告までの対応について

ア 推進法第28条第1項は、いじめの重大事態の定義として、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(第2号)と規定している。

そして、「北九州市いじめ防止基本方針」の「4 重大事態への対処」(13頁)には、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものにとらえる必要がある。」と記載されている。

また、ガイドラインの4頁にも、「(重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じること)被害児童生徒や保護者から、『いじめにより重大な被害が生じた』という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の『いじめ』という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。」と記載されている。

さらに、ガイドラインの3頁には、「改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、『疑い』が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。」と記載されている。

イ 本事案では、令和3年10月22日付け前代理人弁護士からの受任通知書(資料2)には、当該生徒が部活中に関係生徒から「いじめ」被害を受けていた事実が具体的に記載されており、同年11月11日の当該生徒側(保護者と前代理人弁護士)との面談時にも、保護者や前代理人弁護士は、「いじめ」被害の具体的事実を訴えていた(資料10、チ、ツ)。しかし、この時点では、当該生徒側から学校側に対し、重大事態と認定して市長への報告を行うことの要望は明確には示されていなかった(資料10、チ、ツ)。

令和3年12月23日の当該生徒側(保護者と前代理人弁護士)との面談の際には、当該生徒側から重大事態として第三者調査委員会の調査を希望する旨の話が出ていたが、これに対し、市教育委員会は、重大事態の前に市教育委員会による調査が必要であると回答していた(資料10、38、ナ、二)。

令和4年1月19日の当該生徒側(保護者と前代理人弁護士)との面談の際には、当該生徒側は早期に本件を重大事態と認定し、市長への報告を行うこと及び第三者調査委員会による調査の実施を強く要望したが、市教育委員会は、重大事態の前に市教育委員会による調査が必要であり、内部規定により調査してからでないと重大事態として市長に報告できないと回答していた(資料14、38、ナ、

二)。

令和4年2月頃に、当該校の校長は、前代理人弁護士に対し、調査の目的を書面で提出するよう依頼し、同年4月21日に前代理人弁護士から調査の目的が記載された書面が提出された(資料1、2、13)。

令和4年6月頃に、市教育委員会は、早急に重大事態として動き出すために、前代理人弁護士に対し、調査目的、調査主体、調査計画等の要望を書面で提出するよう依頼したが、前代理人弁護士は、調査目的、調査主体、調査計画等の要望を記載した書面を提出しなかった(資料14)。

その後、令和4年11月9日に市教育委員会から市長に対して本事案が重大事態(推進法第28条第1項第1号及び第2号)として報告された(資料15)。

このように、本事案では、当該生徒側が令和3年10月22日付け受任通知書にて「いじめ」被害の具体的事実を申告し、令和4年1月19日に重大事態として市長への報告と第三者調査委員会による調査の実施を要望していたが、実際に、重大事態(推進法第28条第1項第1号及び第2号)として市長への報告がなされたのは、同年11月9日であり、重大事態の認定と市長への報告が著しく遅延している。

ウ 前述のとおり、本事案では、令和3年10月22日付けの前代理人弁護士からの受任通知書と同年11月11日の当該生徒側との面談時において、当該生徒側から「いじめ」被害の具体的事実が示されていたことから、この時点で、推進法第28条第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に該当することが認められる。

そのため、この時点で、当該生徒側から重大事態として市長への報告を求めるとの明確な要望がなく、調査目的、調査主体、調査計画等が決まっていなかったとしても、市教育委員会は、当該生徒にいじめによる重大な被害が生じた疑いがあると判断し、重大事態(推

進法第28条第1項第1号及び第2号)と認定した上で市長に報告することは可能であった(この時点で、当該生徒の不登校の日数は30日を超えていることから、推進法第28条第1項第2号の重大事態にも該当する。資料18)。

また、令和3年12月23日の当該生徒側(保護者と前代理人弁護士)との面談時に当該生徒側から重大事態として第三者調査委員会の調査を希望する旨の話が出た時点においても、その時点で、調査目的、調査主体、調査計画等が決まっていなかったとしても、市教育委員会は、当該生徒にいじめによる重大な被害が生じた疑いがあると判断し、重大事態(推進法第28条第1項第1号及び第2号)と認定した上で市長に報告することは可能であった(この時点でも、当該生徒の不登校の日数は30日を超えていることから、推進法第28条第1項第2号の重大事態にも該当する。資料18)。

さらに、令和4年1月19日の当該生徒側(保護者と前代理人弁護士)との面談時に、当該生徒側が重大事態として市長への報告と第三者調査委員会による調査の実施を強く要望した時点においても、その時点で、調査目的、調査主体、調査計画等が決まっていなかったとしても、市教育委員会は、当該生徒にいじめによる重大な被害が生じた疑いがあると判断し、重大事態(推進法第28条第1項第1号及び第2号)と認定した上で市長に報告することは可能であった(この時点でも、当該生徒の不登校の日数は30日を超えていることから、推進法第28条第1項第2号の重大事態にも該当する。資料18)。

このように、本事案を重大事態として市長への報告を行うことが可能な複数の機会がありながら、市教育委員会は、推進法やガイドライン等に規定のない、内部規定により重大事態として市長への報告前に市教育委員会による調査を行う必要がある、重大事態として市長への報告前に当該生徒側は調査目的、調査主体、調査計画等の要望を記載した書面を提出する必要がある等として、速やかに重大事態と認定した上で市長への報告を行わなかったことは、推進法の趣旨に反する極めて不適切な対応であった。

エ なお、重大事態の認定と市長への報告が遅れたのは、市教育委員会の上記の不適切な対応だけではなく、前代理人弁護士との連絡が取りにくい状況になったこと、前代理人弁護士の対応が遅延したこと等の前代理人弁護士の対応に問題があったこと（資料14、34、35、37～39）も影響していると考えられる。

3 本委員会による調査開始の遅れについて

（1）本事案において本委員会が設置されたのは、令和5年3月であり、令和3年10月に当該生徒側から当該校に「いじめ」被害の申告があつてから約1年5ヶ月が経過しており、本委員会による調査開始までに著しい時間を要した。

その要因としては、前述のとおり、当該校の当該生徒のいじめ被害の把握が遅れたこと、市教育委員会の重大事態の認定と市長への報告が著しく遅延したこと、当該生徒側の前代理人弁護士の対応に問題があったこと等が考えられる。

（2）本委員会の調査開始が著しく遅れたことにより、調査対象者である当該生徒の同級生及びその1学年上の部活の先輩は、既に当該校を卒業して高校に進学しており、調査の協力を得るのに時間を要することになり、調査対象者の記憶も約2、3年の時間の経過によりかなり薄れていたことから、本委員会による事実確認に支障が生じたことは指摘しておきたい。

第5 本調査を終えての提言

1 各学校のいじめ防止基本方針の実施状況の検証等

（1）前述の通り、当該校では、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」が制定されているが、実際に同基本方針の通りにいじめ防止対策が実施されていることを確認できなかった。

（2）そこで、本市の各学校のいじめ防止基本方針の実施状況を各学校において年に1回検証し、その検証結果を各学校から市教育委員会に報告し、市教育委員会は、各学校の検証結果を受けて、各学校に対して必要な指導を行うことを提言する。

2 専門家による推進法等に関する研修の実施

- (1) 本事案の発覚が遅れたのは、当該校の教職員が推進法第2条第1項の「いじめ」について、当該行為を行った生徒に故意が認められない場合には、推進法上の「いじめ」に該当しないと誤解し、推進法上の「いじめ」の定義を正しく理解していなかったことによるものである。

学校として、生徒間で起こるいじめをできる限り漏らさず認知するためには、その前提として、全ての教職員が、推進法上の「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より広く、当該行為が故意か否かにかかわらず、当該行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じた場合には、推進法上の「いじめ」に該当することを正しく理解することが必要である。

- (2) また、本事案において、市教育委員会が重大事態の認定と市長への報告が遅れたのは、推進法やガイドライン等に規定のない、重大事態の認定前の市教育委員会による調査の実施を主張し、さらに、当該生徒側に調査目的、調査主体、調査計画等の要望を記載した書面の提出を求めたこと等にあり、推進法第28条第1項の重大事態の認定方法を正しく理解していなかったことによるものである。

- (3) そのため、全教職員及び市教育委員会の全職員を対象に、少なくとも年に1回、弁護士やスクールカウンセラー等の専門家による推進法等の研修(理解すべき内容や具体的事例を踏まえた研修)を行うことを提言する。

3 重大事態として市長への報告について

- (1) 前述のとおり、「北九州市いじめ防止基本方針」の「4重大事態への対処」(13頁)には、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものにとらえる必要がある。」と記載されている。

- (2) そのため、被害生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」として「いじめ」被害の申告があった場合には、できるだけ早期に、重大事態と認定し、市長への報告を行い、速やかに調査を開始すべきである。

4 スクールカウンセラーの活用について

- (1) 本事案では、当該生徒は、複数回のアンケートで、友人関係（いじめられている等を含む）、家庭、学校生活について悩みがあるが、悩みを相談する相手がいない旨を記載していたが、担任は当該生徒の悩みに対して継続的に相談にのっていたとは認められず、担任は、担任以外の相談先として当該生徒に対しスクールカウンセラーへの相談を提案すべきであった。
- (2) また、本事案では、当該生徒の保護者は、担任や部活顧問に対して部活でのいじめ被害を相談していたが、十分な対応は行われずに終わっており、保護者に対してもスクールカウンセラーへの相談を提案すべきであった。
- (3) 本事案では、当該生徒と保護者にスクールカウンセラーへの相談を提案できていないが、その要因として、当該校のスクールカウンセラーコーディネーターが機能していなかった可能性があることから、スクールカウンセラーコーディネーターとスクールカウンセラーとの連携についても見直す必要がある。
- (4) 当該校では、スクールカウンセラーが配属され、週に1回、1回につき4時間程度、勤務しており、業務内容は、生徒及び保護者との面談、教室の巡回、教職員向け研修等である。

スクールカウンセラーの4時間程度の勤務時間の内、少なくとも1時間は会議にあてられていると考えられ、残りの時間で生徒、保護者、教職員のカウンセリングを行うことになり、カウンセリングの時間が十分に確保されているとはいえない。そのため、カウンセリングの時間を確保するために、スクールカウンセラーの勤務時間を増やす方向で見直す必要がある。

また、生徒や保護者がスクールカウンセラーに相談できることを知らない可能性もあることから、生徒や保護者に対して、いじめ被害等について、スクールカウンセラーに相談ができることを周知する必要がある。

5 議事録、面談記録の作成、保管等について

- (1) 当該校の校内いじめ問題対策委員会には、議事録が全く残っていなかったことから、議事録の作成と保管を徹底することを提言する。
- (2) また、部活顧問らが当該生徒の保護者と面談した際に面談記録は作成

されておらず、■年次担任が不登校になった後に家庭訪問した際の保護者との面談記録も作成されていなかったことから、保護者との面談時には、面談記録を作成し、これを管理職に提出することの徹底を提言する。

6 第三者調査委員会の事務局設置の在り方について

- (1) 本事案では、本委員会の事務局を市教育委員会としていたが、当該生徒側の市教育委員会への不信感が強かったため、当該生徒側は、本委員会の調査内容、調査結果等を市教育委員会に知られたくない、見せたくないという強い要望があったため、本委員会の調査の遂行に支障が生じる場面があった。
- (2) そのため、被害生徒側の市教育委員会に対する不信感が強い事案の場合には、調査の円滑な進行のために、第三者調査委員会の事務局を市教育委員会以外の部局とすることを提言する。

以上

別表1:調査事項一覧表

No.	時期	調査対象の事実
1	令和2年6月頃	教室内で、生徒Aから、自己紹介カードで「 」が得意と記載していたが、声変わりしてできなかったため、しつこく嫌つき呼びわがされた。
2	令和2年7月頃	教室内で、生徒Aから、机の上に貼ってある感染予防のシールをつかんで引きさられた。
3	令和2年7月～	学校内及び部活内で、生徒A・生徒B・生徒Cより、用もないのに、勝手につけられたあだ名「 」で呼ばれて、気味悪くニヤニヤと笑われることを執拗に繰り返された。
4	令和2年7月～	学校内及び部活内で、生徒A・生徒D・生徒Cより、暴言や嫌味をよく言われた。
5	令和2年7月～	クラス内でも部活内でも一緒に一緒にの生徒Aより、からまされたり不快なことをしつこく言われ続けた。
6	令和2年8月頃	部活(体育館)で、当該生徒が振り返ったら、生徒Aがボールを片手投げで、かなり強めに投げつけてきた。キャッチできたので、生徒Aはへらへら笑っていた。
7	令和2年8月頃～	部活(体育館)で、当該生徒がフリーシュート(時に3ポイントシュート)の練習をしている時に、シュートしたタイミングで、生徒Aが片手投げでボールを投げて、当該生徒のボールに当ててはじくことにより、ゴールに入れさせないことが繰り返され、よく当該生徒の頭に当たっていた。特に多いのは、練習開始挨拶前とメニューの前の運動開始分休憩の時であり、休憩をとらせないように嫌がらせをしているようだった。
8	令和2年9月2日	当該生徒が学校に遅刻した。 9時半ころ、 ■ が担任担任者保護者に連絡があり、当該生徒保護者より、 ■ が担任担任者保護者より、部活でボールが頭によく当たってることが原因ではないかと伝えた。 放課後にも、 ■ が担任担任者保護者に連絡があり、当該生徒と生徒Aの面々が謝ったこととあり、わざとと感するのはコミュニケーション不足と云われた。「小さくて力の強い子が俺、大きくて力の強い子が後ろの方にいる。それで当該生徒はよくボールに当たるという実態とは異なる練習状況の説明を聴取し、改めて当該生徒保護者へしたのはなぜか。 当該生徒と生徒Aの面々が謝ったときは、部活顧問が立ち会った。
9	令和2年9月頃	部活(体育館)で、当該生徒がシュートを打つためにジャンプをした不安定な姿勢の時に、生徒Aから頭に2回と上半身に1回、生徒Bから肩に1回、かなり強いボールを投げつけられ、当てられた。(ディスクォリファアイリングファールにあたる違反) 捕る様子を4人(生徒A・生徒D・生徒B・生徒C)から気味悪くニヤニヤと笑われた。
10	令和2年10月中頃	部活(体育館)で、当該生徒と生徒Aがペアで練習している時、生徒Aより強いボールを投げつけられ、顔面(眼)に強く当たった。(アンスポーツライクファールまたはディスクォリファアイリングファールにあたる違反)
11	令和2年11月頃	部活(体育館)で、生徒Aより当該生徒へボールを投げつけられ、そのうち当該生徒の顔面・後頭部に4回くらい当たった。
12	令和2年12月22日	部活(体育館)で、練習後半のシュート練習の時に、生徒Aよりボールを思い切り投げられ、当該生徒の後頭部が弾打され、皮に割れた。(ディスクォリファアイリングファールにあたる違反) 学校は、病院へ連れて行く等の対応を、取らなかった。
13	令和2年12月23日	当該生徒保護者が ■ の用事で利用していた教室に ■ が担任担任者保護者から来て話しかけられたが、前日の状況説明はされなかった。 その後、 ■ が当該生徒保護者と一緒に部活顧問にプリント受け取りに職員室へ行った際、部活顧問は、 ■ と当該生徒保護者に対し、体育の授業中に、他の生徒の前で、当該生徒の体調不良が多いことをからかったと笑いながら言っていた。 部活顧問からも前日の状況説明はなかった。 当該生徒保護者へ怪我の連絡の電話は入れられど記録を残していないのはなぜか。 床に倒れ込むほどの衝撃を受けているのに、なぜ判断が甘いのか、怪我の原因を探っていないのか。
14	令和3年2月頃	体育館の更衣室前の廊下で、生徒A・生徒D・生徒B・生徒Cがいて、生徒Dが当該生徒のサポーターをへらへら笑いが、女子更衣室の一番奥にあるロッカーから持ってきて来て、「女子更衣室に入ってたー。」とへらへら笑いが、当該生徒に手渡した。
15	令和3年3月中頃	部活(体育館)で、当該生徒がドリブル後のレイアップシュートをしようとして、ゴール近くでジャンプ直後の不安定な姿勢になっている時に、生徒Dが、左手肘から片手で別のボールを投げつけてきて、ジャンプ中では、上げることができず、それを左手で抑えていたところ、中指と薬指を突き指した。 その後、当該生徒がコート外の端の様子を見ていたら、生徒Dが自分が当てて怪我をさせたことなのに、先輩のところに言って、さぼっていると言いついて、先輩のところに告げ口した。(アンスポーツライクファールを超えるディスクォリファアイリングファールにあたる)
16	令和2年8月～令和3年3月	学校から当該生徒保護者に対し、この件について説明は一切ない。 部活(体育館)で、当該生徒がシュート体勢に入ってジャンプしたタイミングで、生徒A・生徒D・生徒B・生徒Cが片手投げで強いボールを当該生徒の顔面や顔面等へ当ててくること(アンスポーツライクファールを超えるディスクォリファアイリングファールにあたる)が、前述の出来事も合わせて、20回くらいはあり、その中には手でボールをはいじり、内出血するほどの突き指をしたこともあった。なお、当たらなくても、狙われた回数ばかりは、もっと多い。 4人(生徒A・生徒D・生徒B・生徒C)はその様子を見ていつも気味悪く笑っていた。

[illegible]

No.	時期
26 令和3年6月10日	当該生徒保護者が「半次担任へ、半次担任は、部活動顧問からバスケットボールについて何か引き継がれていないかを、質問していたところ、■次担任兼部活顧問からは、部活ではなくて、■年生の最初の頃に、教室で、生徒Aを呼ぶことで確かな目に運んでいたと伝えました。」「前監督間は、5月の怪我のことは生徒B君から聞きまして、と言っていました。」と言われたので、「5月の怪我がその場で当該生徒が報告している中で、前監督間はその場で知っていたはずですよ」と伝えた。 なぜ部活顧問はその場で知っていた格好であるのに事実と違う報告を出したのか？ なぜ部活顧問は二人とも、担当の「半次担任」への時分から部活動トラブルの中で当該生徒保護者から相談を受けていたことを適切に伝えていなかったのか。
27 令和3年6月11日	当該生徒保護者が「半次担任へ手紙を書いた。バスケット部のいじめ被害と親睦会の対応で悩んでいることを伝える。心身の安全を最優先にして慎重に対応して欲しいとお願ひしたが、いじめ防止基本方針等に従って外部の相談機関を紹介する等の、学校側からの不寛容解消に向けて積極的な動きが見えなかった。
28 令和3年6月17日	市内の小児科（小児科）において、■■■■と診断を受けた。 ● ■■■■担任の家庭訪問があった。 当該生徒保護者から、次のことを伝えた。 ・この1年に当該生徒の身に起きたこと(いじめ被害と面問の不適切な対応) ・出席の理由ははじめによる風邪薬が大きいこと ・席下の理由はいじめによる嫌悪感があること ・半次担任は、まず先に、相手生徒と面談のことを成す発言をした。
30 令和3年7月15日	二者面談のところ、当該生徒は登校できず、当該生徒保護者と「半次担任」で面談した。 1学期の■■■■欠席32日だった。 当該生徒保護者は、「この成績もこの欠席回数でも当該生徒の望みではないです。」と伝えた。 このとき既に、不登校の原因として当該生徒の希望に入れたことがあった。 ■半次担任は4月の家庭訪問の際にいじめの中告を受けているのに、なぜいじめとして適正に対処していなかったのか。
31 令和3年8月26日～ 8月30日	当該生徒保護者が「半次担任と教師に対し電話で夏休み明けの確認テスト受験の相殺をした。 ■次担任には、もしも顧問が連絡担当者だと受話悪いといふたが、何の回答もなく終わった。 試験日の2日間も、当該生徒保護者から教壇へ連絡を入れて「制限を受けることができずお休みなさいませう」と伝え、■■■■のことにも伝わらなかった。 学校側からは、■■■■でのテスト受験や山崎がいじめについて、この時も対応はなかった。
32 令和3年11月11日	当該生徒保護者・前任理人弁護士と校長・教頭・■次担任兼部活顧問・部活顧問で面談があった。 ■次担任兼部活顧問・部活顧問より、前任理人弁護士作成の委任状の御送付の内容について、各校として認識している内容を説明されるが、事実と大きく異なるものもあった。当該生徒と当該生徒保護者からの被害相談に対して、すべて通常の事故及び通常の練習であり、いじめと認識していないとの回答であった。教頭の説明では、■次担任兼部活顧問・部活顧問は、4月13日の当該生徒保護者からの相談内容で「眼の後方で、相手の動きにおかしき所がある。」と当該生徒保護者から手紙を受け取ったにもかかわらず、「頭によくボールが当たるといった件は、相手に当たらないか」という点については、当該生徒保護者の訴え通りであることを認めた。 また、当該生徒保護者が「半次担任に手紙を送りつけてもらった」という旨を述べた際、当該生徒保護者に「手紙を送らなければならぬ」という旨を述べたが、当該生徒保護者は「それは認めない」と答えてしまった。 当該生徒保護者は「左手でドリブルでボールを打つのは指導しています」と主張し、右腕で打ち込んでくるような行為は危険であると指摘された。 顧問は「下手くさやカットしようというのでは指導していません」と主張し、右腕で打ち込んでくるような行為は危険であると指摘された。 後方下にあるにもかかわらず、首をひいて顔を引っかけたまま目の前に手を振り上げて殴るような行為は危険であると指摘された。 明らかな暴力行為が行われており、当該生徒保護者の訴え通りに行動すべきでないものである。尚、当該生徒は顧問の説諭により、このような行為を行っていない。
33 令和3年11月18日	教頭から前任理人弁護士へ電話で連絡があった。 学校主体での調査をしたいということで、調査員、調査方法等の提案があった。 当該校では学年の職員で内容を共有して調査員について話し合ったものであった。 主任通知と面談の内容からも、いじめの重大事案として該当していると判断されている事例であった。 学校でも教育委員会でもどうして重大事案として直ちに教長・市長へ報告しないのか。 部活顧問・■次担任兼部活顧問が当該生徒と直接謝罪したいとのことだったが、会えるような状況にはまだないため、当該生徒保護者より手紙でお願ひした後、事実関係をはっきり書いてほしいから書けなくはないかと、翌3月に受け取った。尚、その前の11月19日に前任理人弁護士は管理職へ、「マニピュレーション類を利用して言動を見ようめ直しそれを反映した内容にして欲しい」と伝えていたように内容は変わっており、当該生徒保護者とは別の観点から見ていく必要がある。

No.	時期	調査対象の事実
34	令和3年12月22日 [同]23日	当該学校で、当該生徒(旧・前代理人弁護士と校長・教頭・市教育委員会指導主事)で面談があった。 11月11日の面談では心配を解消できず、3学期から転校する判断となった。転校する場合の成績の取付方、 ■の出席扱い等の相談をした。いじめの学校対応が遅れたことで学習機会を奪われている事 情があったも、22日には、校長から、他の不登校生集まることから学校主体での調査を断られた。 3日には、当該生徒保護者側は、学校の当事者であることから学校主体での調査を断られた。 し出ても、重大事態として扱うべきと指摘したが、市教育委員会指導主事は、当該生徒から直接の聞き取りが必要で、重大事態にするにも順番があるので、前段階の市教育委員会の調査が必要との回答だった。 弁護士の受任通知の内容を、校長から適切に市教育委員会へ報告してもらった上で、連絡をもらったのはまだなかったが、市教育委員会指導主事からは、まだ事実確認しておらず、何も知らないからとの説明を受け、市教育委員会としても、いじめがあったとして把握していることだったので、教育への被害などの心配はなかった。 市教育委員会指導主事からは、11月11日の面談で、顧問の学校対応等の事実と異なる証言の違いが多いところをクリアにするために、前段階の調査が必要で、その資本も市教育委員会が先に作らないといけない、前段階の調査で解決すればそれが一語との説明だった。
35	※R4.1.1月 に転校 令和4年1月19日	当該学校で、当該生徒(旧・前代理人弁護士と校長・教頭・市教育委員会指導主事)で面談した。 市教育委員会としては、重大事態に該当していると把握している。しかし、重大事態としての取扱いの前に、市教育委員会主導による前段階の調査を行い、その時点で解決できるなら解決したいとの意向であった。 この説明ではどのタイミングで市長へ報告するつもりだったのかも疑問。 当該生徒側より、重大事態として取り敢わぬ対応については拒絶した。該当しているのに重大事態として適切に扱わないことは北海道に反することなので、28条に則って、まず先に市長へ報告をして、報告済みであることを当該方針側へ伝えてもらうこと。その後、調査組織を検討することを要望した。市教育委員会指導主事は、市教育委員会でも市長への報告の手続きについて確認するとの回答だった。 この日はひとまず、市教育委員会指導主事が元々予定していた市教育委員会主導での調査方法についての説明を受けた。次回は第三者委員の場合のスケジュール表で説明をもたす予定だった。
36	令和4年3月頃	前代理人弁護士から当該生徒保護者へ、市教育委員会指導主事は市教育委員会としては、内部報告により、まずは調査してからではないと重大事態として報告できないとのことであった。前代理人弁護士は、まず先に早急に市長へ報告するよう求め、北九州市の内部規定が法律の求める水準を後退させていると説明したと報告を受けた。 また、これまでも転校しても調査が必要な目的については、当該生徒保護者から市教育委員会指導主事へ伝えていたが、校長より調査目的を書面で提示するよう前代理人弁護士には依頼を受けた。 (校長より、市教育委員会指導主事が4月より異動になるが、責任をもって引き継ぎ担当すると云われた。)
37	令和4年4月21日	前代理人弁護士から当該校へ、調査目的の文書を提出した。 翌日、学校より市教育委員会へ届出されたとの連絡を受けた。 養生を把握してから直ちに7日以内に市長へ報告のところをそれがないのがなぜなのか。(報告の期日でも、重大事態調査の目的は必ず必要な項目ではない)、当該生徒保護者は令和3年11月より目的近何年度も伝えている。)
38	令和4年5月末	この頃に、市教育委員会の担当が、市教育委員会指導主事から市教育委員会指導主事へ変更になった。 前代理人弁護士から当該生徒保護者へ、市教育委員会指導主事は市教育委員会としては、調査主体と調査方法を本に決めてから市長へ報告したいという意向で、前代理人弁護士は先に重大事態が発生したことだけでも市長へ報告するべきではないかと伝えて、市教育委員会指導主事の主張は変わらなかったと、メールで報告を受けた。
39	令和4年10月21日	弁護士が交代になり、市教育委員会指導主事より、代理人弁護士を通じて、5月に予定していた面談で、当該生徒保護者へ渡す予定だったという文書を受け取った。 内容については、「11月19日...当該生徒保護者の主治が変わった」など、誤解も含まれていた。 校長から依頼された目的の文書二向を以て重大事態としての「確認書」をもって、重大事態として対応する、という説明が記載されており、市長にも報告され、市長にも報告することの記載があり、次の面談で、調査主体、調査内容を確認したいとのことだった。 重大事態の報告の手続きの手順について、法に則って適切かどうか。1月19日に前代理人弁護士が手順について法に則っていない例をあげて指摘していた。まずは市長へ報告が法律上の義務。
40	令和4年11月9日	市教育委員会の生徒指導課課長から市長に対し重大事態の1号2号で報告された。 1号2号に該当している具体的内容について教えてほしい。 (11月22日の当該生徒保護者と市教育委員会の面談でも、これまでの部分で対応に不適切な点があれば、ガイドラインにも書いていないので、調査に入るまでに追いついてほしいと伝えて議事録も送っていたが、連絡がなかった。市教育委員会では遅くとも11月には重大事態として把握しており、校長へ報告されても5月20日までにかかった理由についても質問していたが回答がなかった(令和5年8月現在)。【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン】(被告児童生徒・当該生徒保護者等に対する調査方針の説明等)(説明時の注意点)。

別表 2

本委員会開催日一覧表

	開催日	場所	内容
1	2023(令和5)年 3月3日(金)	区役所	第1回委員会
2	3月27日(月)	区役所	第2回委員会 当該生徒保護者及び代理人 弁護士との面談
3	4月18日(火)	オンライン会議	第3回委員会
4	7月5日(水)	区役所	教育委員会事務局との協議
5	7月24日(月)	区役所及び オンライン会議	第4回委員会
6	8月2日(水)	区役所	第5回委員会 当該生徒保護者及び代理人 弁護士との面談
7	8月29日(火)	オンライン会議	第6回委員会
8	9月11日(月)	オンライン会議	第7回委員会
9	9月22日(金)	区役所	いじめ問題専門委員会委員 との協議
10	10月11日(水)	オンライン会議	第8回委員会
11	11月1日(水)	オンライン会議	第9回委員会
12	11月14日(火)	区役所	第10回委員会 当該生徒保護者及び代理人 弁護士との面談
13	12月22日(金)		当該生徒、当該生徒保護者 及び 聴き取り
14	12月26日(火)	当該校	関係生徒聴き取り
15	2024(令和6)年 1月5日(金)	当該校	関係生徒聴き取り
16	1月16日(火)	オンライン会議	教育委員会職員聴き取り

17	1月17日(水)	オンライン会議	教職員聴き取り
18	1月19日(金)	オンライン会議	当該生徒保護者聴き取り
19	1月23日(火)	オンライン会議	第11回委員会
20	1月24日(水)	オンライン会議	教職員聴き取り
21	1月26日(金)	オンライン会議	教職員聴き取り
22	1月30日(火)	当該校	教職員聴き取り
23	2月5日(月)	オンライン会議	教職員聴き取り
24	2月7日(水)	■■■■■	教職員聴き取り
25	2月14日(水)	■■■■■区役所	第12回委員会
26	3月4日(月)	オンライン会議	関係生徒聴き取り
27	3月11日(月)	オンライン会議	関係生徒聴き取り
28	3月25日(月)	オンライン会議	第13回委員会
29	3月29日(金)	オンライン会議	第14回委員会
30	4月3日(水)	オンライン会議	第15回委員会
31	5月1日(水)	オンライン会議	第16回委員会
32	5月15日(水)	■■■■■区役所及び オンライン会議	第17回委員会 当該生徒保護者及び代理人 弁護士との面談
33	5月23日(木)	オンライン会議	第18回委員会
34	6月26日(水)	オンライン会議	第19回委員会
35	7月5日(金)	オンライン会議	第20回委員会
36	8月1日(木)	オンライン会議	関係生徒保護者聴き取り
37	8月7日(水)	オンライン会議	関係生徒保護者聴き取り
38	9月5日(木)	オンライン会議	第21回委員会
39	9月18日(水)	オンライン会議	第22回委員会 当該生徒保護者及び代理人 弁護士との面談
40	11月12日(火)	オンライン会議	第23回委員会
41	11月19日(火)	オンライン会議	第24回委員会
42	11月26日(火)	オンライン会議	第25回委員会
43	12月10日(火)	オンライン会議	第26回委員会

(アンケート記入日—令和6年 月 日)

部活同級生へのアンケート

お名前

〈アンケートの目的〉

このアンケートは、北九州市立 中学校の設置者である北九州市により設置された第三者調査委員会が主体となり、いじめ防止対策推進法第28条1項で規定される「いじめの重大事態」（いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや長期間不登校になっている場合）の調査のために実施するものです。

具体的には、アンケートに回答いただく皆さんが、令和2年4月から令和3年5月（中学 年生の入学時から中学 年生の初めころ）までの時期に、 中学校の学校内やバスケットボール部内において、 （以下、「 」といいます。）が同級生からいじめられていたかもしれないという問題の全容解明をするために、当時、 と関りのあった方にご協力いただいて実施するアンケートとなります。学校の対応を含めた事実の全容解明と、同じような事案の再発を防止するために、ぜひご協力をお願いいたします。

【注意事項】

- ・このアンケートの回答書は、令和6年3月15日（金）までに、同封の返信用封筒を用いてご返送ください。
- ・このアンケートの結果は、 とその保護者に提供する場合があります。
- ・アンケートの回答内容及び回答用紙を とその保護者に提供することになった場合、あなたのお名前を とその保護者に開示することに同意しますか。
(同意する ・ 同意しない) ※1つに○をつけて下さい。
- ・回答に際しては、人に聞いたりせずに、現在の自分の記憶に従って回答して下さい。

【アンケート事項】

1. 部活内や学校内で[]が「[]」というあだ名で呼ばれていたのを聞いたことがありますか。

(ある ・ ない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰が「[]」というあだ名で呼んでいましたか。※複数回答可

2. 部活内で[]が部員から暴言や嫌みを言われていたのを聞いたことがありますか。

(ある ・ ない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰が[]に暴言や嫌みを言っていましたか。※複数回答可

・暴言や嫌みの具体的な内容を教えて下さい。

3. 皆さんが中学■年生の12月のことです。練習後半のシュート練習で、■に対してボールが思い切り投げつけられ、ボールが■の後頭部に当たり、■が床に倒れたという場面を見たことはありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰がそのような行為をしていましたか。 ※複数回答可

・その人はわざとそのような行為をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・顧問の先生は、■にボールが投げつけられた様子を把握していましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きします。

・顧問の先生は、■にボールが投げつけられたことに対して、ボールを投げた人に注意をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

4. 3の場面以外に、練習中に、部員の誰かが[]に向けてボールを投げつけたのをみたことがありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰がしていましたか。※複数回答可

・その人はわざとそのような行為をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・その時の具体的な状況を教えてください。

・投げつけたボールは[]の体のどこに当たりましたか。

・顧問の先生は、[]にボールが投げつけられた様子を把握していましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きします。

・顧問の先生は、 にボールが投げつけられていたことに対して、ボールを投げた人に注意をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・ボールを当てられた を見て笑っている人はいましたか？

(いた ・ いない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・いたと回答した人にお聞きします。

・誰が笑っていましたか。※複数回答可

5. 皆さんが中学 年生の春休みのことです。 がレイアップシュートをしようとして不安定な体勢になっている時に、左サイドからボールを投げつけられ、 がそのボールを左手ではじいたところ中指と薬指を突き指したという場面を見たことはありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰がそのような行為をしていましたか。 ※複数回答可

・その人はわざとそのような行為をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・顧問の先生は、 にボールが投げつけられた様子を把握していましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きします。

・顧問の先生は、 にボールが投げつけられたことに対して、ボールを投げた人に注意をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

6. 5の場面以外に、 がシュートの態勢に入ったとき、他の部員が を狙ってボールを投げたのを見たことがありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰がそのような行為をしていましたか。※複数回答可。

・何回くらいそのような行為を見ましたか。

・顧問の先生は、 にボールが投げつけられた様子を把握していましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きします。

・顧問の先生は、 にボールが投げつけられたことに対して、ボールを投げた人に注意をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

7. 皆さんが中学 年生の春休みのとき、1対1の練習で がオフェンス側だった時のことです。ディフェンス側の部員の手が首を引っ掻き、顎に引っかかって の左目に入ったのをみたことはありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰がそのような行為をしていましたか。 ※複数回答可

・その人はわざとそのような行為をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・オフense側の部員は、 が目の痛みでボールを落とした後、そのボールを拾って「イエーイ」と笑っていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・顧問の先生は、この場面を見ていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きします。

・顧問の先生は、このような怪我が生じたことについてオフense側の部員に注意をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

8. 皆さんが中学 年生の時の5月の練習でのことです。バックパスの練習中、他の部員が80cmくらいの至近距離から にボールを投げて、 の左目に近い顔面に当たり、顔が腫れたという場面を見たことがありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰がそのような行為をしていましたか。 ※複数回答可

・その人はわざとそのような行為をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

9. 練習中に■がフリースhoot（特に、3ポイントシュート）をしている時に、部員の誰かが、■がシュートしたボールにめがけてボールを投げて、■が投げたボールに当てて、■のボールをゴールに入れさせないようにしていたのを見たことがありますか。

(ある ・ ない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰がそのような行為をしていましたか。 ※複数回答可

・その人はわざとそのような行為をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・顧問の先生について、指導内容、部員が怪我をした時の対応、その他の部活内の問題への対応について、何か気づいたことがあれば自由に記入して下さい。

10. ■■■が部員からいじめや嫌がらせを受けていたことを知っている人は、その内容をご記入下さい。※誰がどのような行為をしていたのかを具体的に書いて下さい。

11. 練習内容・指導内容に関する質問

・■■年生の時には、1対1の練習までしかさせず、試合形式の練習はさせなかったですか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・練習中、一つのゴールを■■年生全員で使用することはありましたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きします。

・■■年生全員で一つのゴールを使用する練習において、不意にボールが頭や顔に当たってしまう危険な状況はありましたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きします。

・顧問の先生は、1つのゴールを■年生で使用している状況を改善しようとしたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きします。

・顧問の先生は、ゴールの使用状況を改善するためにどのような対応をしましたか。

・顧問の先生は、学校で決められた部活動終了時間（夏期は午後7時完全下校，冬期は午後6時完全下校）を守っていましたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・顧問の先生は、コロナ禍の部活動において、屋内でも「応援の声をだせ。」等と言っていましたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・顧問の先生が、体調不良や怪我をしていた部員について、他の部員の前でばかにしたり、怒ったりしたのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

(ある ・ ない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・顧問の先生の具体的な発言内容を教えて下さい。

・顧問の先生は、部活動中にさぼったり、問題行動を起こしたり、チームの和を乱す部員がいた場合に注意をしていましたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・顧問の先生は、部員が相談に行ったときに相談に乗ってくれていましたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・顧問の先生は、部活動中に部員が怪我をしたときに保健室に行かせていましたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・顧問の先生は、部活動中に部員が怪我をしたときに保護者に連絡していましたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

※以下の質問は、中学■年生の時に■■■■と同じクラス(■年■組)だった人のみ回答して下さい。

12. ■■■■が中学■年生の時、■■■■の自己紹介カードに「■■■■■」が得意と書いていたことは覚えていますか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きます。

・■■■■が、声変わりのために「■■■■■」ができなかったことで、誰かが■■■■のことを嘘つき呼ばわりしたのを聞いたことがありますか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・ はいと回答した人にお聞きます。

・ 誰がそのような行為をしていましたか。※複数回答可

・ 具体的な発言の内容を教えてください。

13. ■■■■が中学■■■年生の時、■■■■の机の上に貼ってある感染予防のシールドが引きちぎられた状態になっているのを見たことがありますか。

(ある ・ ない) ※1つに○をつけて下さい。

・ あると回答した人にお聞きます。

・ 誰がそのような行為をしていましたか。※複数回答可

・ その人はわざとそのような行為をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

14. ■■■が中学■年生の時、クラス内で誰かが■■■にからんだり、■■■の嫌がることを言ったりしていたのを見たり聞いたりしたことがありますか。

(ある ・ ない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きます。

・誰がそのような行為をしていましたか。※複数回答可

・具体的な行為の内容を教えてください。

(アンケート記入日-令和6年 月 日)

部活先輩向けアンケート案

お名前 _____

〈アンケートの目的〉

このアンケートは、北九州市立[]中学校の設置者である北九州市により設置された第三者調査委員会が主体となり、いじめ防止対策推進法第28条1項で規定される「いじめの重大事態」(いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや長期間不登校になっている場合)の調査のために実施するものです。

具体的には、アンケートに回答いただく皆さんが、令和2年4月から令和3年5月(中学[]年生から中学[]年生の初めころ)までの時期に、[]中学校の学校内やバスケットボール部内において、皆さんの1つ下の[](以下、「[]」といいます。)が同級生からいじめられていたかもしれないという問題の全容解明をするために、当時、[]と関りのあった方にご協力いただいて実施するアンケートとなります。学校の対応を含めた事実の全容解明と、同じような事案の再発を防止するために、ぜひご協力をお願いいたします。

【注意事項】

・このアンケートの回答書は、令和6年8月9日(金)必着にて、同封の返信用封筒を用いてご返送ください。アンケートに回答しない場合にも、アンケート回答書は処分せずに、同封の返信用封筒を用いてご返送下さい。

・このアンケートの結果は、[]とその保護者に見せる場合があります。

・アンケートの回答内容及び回答用紙を[]とその保護者に見せることになった場合、あなたのお名前を[]とその保護者に伝えることに同意しますか。

(同意する ・ 同意しない) ※1つに○をつけて下さい。

- ・回答に際しては、人に聞いたりせずに、現在の自分の記憶に従って回答して下さい。
- ・回答は、黒のボールペン（消えるペンは不可）でご記入ください。
- ・アンケートには、生徒個人名の記載がありますので、個人情報に配慮して厳重に取り扱ってください（例えば、SNS等には投稿しないでください。）。

【アンケート事項】

1. 部活内や学校内で[]が「[]」というあだ名で呼ばれていたのを聞いたことがありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰が「[]」というあだ名で呼んでいましたか。※複数回答可

・「[]」というあだ名で呼んでいた人は、[]をからかう意図でそのように呼んでいると感じましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

2. 部活内で[]が部員から暴言や嫌みを言われていたのを聞いたことがありますか。

(ある ・ ない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰が[]に暴言や嫌みを言っていましたか。※複数回答可

- ・ 暴言や嫌みの具体的な内容を教えて下さい。

3. 皆さんが中学 年生の 12 月のことです。練習後半のシュート練習で、 に対してボールを思い切り投げつけられ、ボールが の後頭部に当たり、 が床に倒れたという場面を見たことはありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

- ・ あると回答した人にお聞きします。
- ・ 誰がそのような行為をしていましたか。 ※複数回答可

- ・ その人はわざとそのような行為をしていると感じましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

- ・ 顧問の先生は、 にボールが投げつけられた様子を把握していましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きします。

・顧問の先生は、 にボールが投げつけられたことに対して、ボールを投げた人に注意をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

4. 3の場面以外に、練習中に、部員の誰かが に向けてボールを投げつけたのをみたことがありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰がしていましたか。※複数回答可

・その人はわざとそのような行為をしていると感じましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・その時の具体的な状況を教えてください。

- ・投げつけたボールは[]の体のどこに当たりましたか。

- ・顧問の先生は、[]にボールが投げつけられた様子を把握していましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

- ・はいと回答した人にお聞きします。

- ・顧問の先生は、[]にボールが投げつけられていたことに対して、ボールを投げた人に注意をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

- ・ボールを当てられて痛がっている[]を見て笑っている人はいましたか？

(いた ・ いない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

- ・いたと回答した人にお聞きします。

- ・誰が笑っていましたか。※複数回答可

5. 皆さんが中学[]年生の3月中頃の事です。[]がレイアップシュートの練習の時にゴール近くでジャンプをした直後の不安定な体勢になっている時に、左サイドからボールを投げつけられ、[]がそのボールを左手ではじいたところ中指と薬指を突き指したという

場面をみたことはありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰がそのような行為をしていましたか。 ※複数回答可

・その人はわざとそのような行為をしていると感じましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・顧問の先生は、 にボールが投げつけられた様子を把握していましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きします。

・顧問の先生は、 にボールが投げつけられたことに対して、ボールを投げた人に注意をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

6. 5のレイアップシュート練習の場面以外に、 がシュートの態勢に入ったときなどに、他の部員が を狙ってボールを投げたのを見たことがありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

- ・誰がそのような行為をしていましたか。 ※複数回答可。

- ・何回くらいそのような行為を見ましたか。

- ・顧問の先生は、 にボールが投げつけられた様子を把握していましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

- ・はいと回答した人にお聞きします。

- ・顧問の先生は、 にボールが投げつけられたことに対して、ボールを投げた人に注意をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

7. 皆さんが中学 年生の春休みのとき、1対1の練習で がオフェンス側だった時のことです。ディフェンス側の部員の手が首を引っ掻き、顎に引っかかって の左目に入ったのをみたことはありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

- ・あると回答した人にお聞きします。

- ・誰がそのような行為をしていましたか。 ※複数回答可

・その人はわざとそのような行為をしていると感じましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・オフェンス側の部員は、■■■■が目の痛みでボールを落とした後、そのボールを拾って「イエーイ」と笑っていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・顧問の先生は、この場面を見ていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きします。

・顧問の先生は、このような怪我が生じたことについてオフェンス側の部員に注意をしていましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

8. 皆さんが中学■■年生の時の5月のことです。バックパスの練習中、その時に■■■■とペアになった他の部員が、80cmくらいの至近距離で強いボールを■■■■に投げて、■■■■の左目に近い顔面に当たり、顔が腫れたという場面を見たことがありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

- ・誰がそのような行為をしていましたか。 ※複数回答可

- ・その人はわざとそのような行為をしていると感じましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

9. 練習中に■■■■がフリースhoot（特に、3ポイントシュート）をしている時に、部員の誰かが、■■■■がシュートしたボールにめがけてボールを投げて、■■■■が投げたボールに当てて、■■■■のボールをゴールに入れさせないようにしていたのを見たことがありますか。

(ある ・ ない) ※1つに○をつけて下さい。

- ・あると回答した人にお聞きします。

- ・誰がそのような行為をしていましたか。 ※複数回答可

- ・その人はわざとそのような行為をしていると感じましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

10. 練習中に■が怪我をしてコートの外で休んでいた時に、他の部員から「■がさぼっている」と言われたことはありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・誰から言われましたか。 ※複数回答可

11. ■が部員からいじめや嫌がらせを受けていたことを知っている人は、その内容をご記入下さい。※誰がどのような行為をしていたのかを具体的に書いて下さい。

ここから先は、男子バスケットボール部の練習内容と指導内容に関する質問です(12, 13)。

皆さんが■年生の時の後輩にあたる■年生の練習状況について質問します。

12. 後輩が■年生の時には、1対1の練習までしかさせず、試合形式の練習をさせてもらえなかった部員はいましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

13. 練習中、一つのゴールを■年生全員など同時に多い人数で使用することはありましたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・ はいと回答した人にお聞きします。

・ 一つのゴールを■年生全員など同時に多い人数で使用する練習において、不意にボールが頭や顔に当たってしまうような危険な状況はありましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・ はいと回答した人にお聞きします。

・ 顧問の先生は、一つのゴールを■年生全員などの同時に多い人数で使用している状況を改善しようとしたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

・ はいと回答した人にお聞きします。

・ 顧問の先生は、ゴールの使用状況を改善するためにどのような対応をしましたか。

14. 顧問の先生について、指導内容、部員が怪我をした時の対応、その他の部活内の問題への対応について、何か気づいたことがあれば自由に記入して下さい。

ここから先は、皆さんが■年生時に限らず、部活に所属していた頃の状況についての質問です（15～21）。

15. 顧問の先生は、学校で決められた部活動終了時間（夏期は午後7時完全下校、冬期は午後6時完全下校）を守っていましたか。

（ はい ・ いいえ ） ※1つに○をつけて下さい。

16. 顧問の先生は、コロナ禍の部活動において、試合の時などに屋内でも「応援の声をだせ。」等と言っていましたか。

（ はい ・ いいえ ） ※1つに○をつけて下さい。

17. 顧問の先生が、体調不良や怪我をしていた部員について、他の部員の前でばかにしたり、怒ったりしたのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

(ある ・ ない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きします。

・顧問の先生の具体的な発言内容を教えて下さい。

18. 顧問の先生は、部活動中にさぼったり、問題行動を起こしたり、チームの和を乱す部員がいた場合に注意をして改善していましたか。

(はい ・ いいえ) ※1つに○をつけて下さい。

19. 顧問の先生は、部員が相談に行ったときに相談に乗ってくれていましたか。

(十分にできていた・十分とはいえない・できていない)

※1つに○をつけて下さい。

20. 顧問の先生は、部活動中に部員が怪我をしたときに保健室に行かせていましたか。

(適切に行かせていた・行かせていたが適切とは言えない・行かせていない)

※1つに○をつけて下さい。

21. 顧問の先生は、部活動中に部員が怪我をしたときには適切に把握し、保護者に連絡していましたか。

(十分にできていた・十分とはいえない・できていない)

※1つに○をつけて下さい。

アンケートは以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

(アンケート記入日—令和6年 月 日)

中 〇 クラスメイト向けアンケート

お名前 _____

〈アンケートの目的〉

このアンケートは、北九州市立 〇 中学校の設置者である北九州市により設置された第三者調査委員会が主体となり、いじめ防止対策推進法第28条1項で規定される「いじめの重大事態」（いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや長期間不登校になっている場合）の調査のために実施するものです。

具体的には、アンケートに回答いただく皆さんが、おもに中学 〇 年生の時に、 〇 中学校での部活動とクラス内において、 〇 (以下、「 〇 」といいます。)が同級生からいじめられていたかもしれないという問題の全容解明をするために、当時、 〇 と同じクラス (〇 年 〇 組)の方にご協力いただいて実施するアンケートとなります。

学校の対応を含めた事実の全容解明と、同じような事案の再発を防止するために、ぜひご協力をお願いいたします。

【注意事項】

・このアンケートの回答書は、令和6年8月9日(金)必着にて、同封の返信用封筒を用いてご返送ください。アンケートに回答しない場合にも、アンケート回答書は処分せずに、同封の返信用封筒を用いてご返送下さい。

・このアンケートの結果は、 〇 とその保護者に見せる場合があります。

・アンケートの回答内容及び回答用紙を 〇 とその保護者に見せることになった場合、あなたのお名前を 〇 とその保護者に伝えることに同意しますか。

(同意する ・ 同意しない) ※1つに○をつけて下さい。

- ・回答に際しては、人に聞いたりせずに、現在の自分の記憶に従って回答して下さい。
- ・回答は、黒のボールペン（消えるペンは不可）でご記入ください。
- ・アンケートには、生徒個人名の記載がありますので、個人情報に配慮して厳重に取り扱ってください（例えば、SNS等には投稿しないでください。）。

【アンケート事項】

1. 学校内で[]が「[]」というあだ名で呼ばれていたのを聞いたことがありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・ あると回答した人にお聞きします。

・ 誰が「[]」というあだ名で呼んでいましたか。※複数回答可

・ 「[]」というあだ名で呼んでいた人は、[]をからかう意図でそのように呼んでいると感じましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

2. 皆さんが中学[]年生の時、[]は自己紹介カードに「[]」が得意と書いていましたが、[]が声変わりのためにうまく[]ができなかったことで、誰かが[]を嘘つき呼ばわりしたり、からかったりしたのを聞いたことがありますか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・はいと回答した人にお聞きます。

・誰がそのような発言をしていましたか。※複数回答可

・具体的な発言の内容を教えてください。

3. ■■■が中学■年生の時、■■■の机の上に貼ってある感染予防のシールドが引きちぎられた状態になっているのを見たことがありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・あると回答した人にお聞きます。

・誰がそのような行為をしていましたか。※複数回答可

・その人はわざとそのような行為をしていると感じましたか。

(はい ・ いいえ ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

4. ■■■が中学■年生の時、クラス内で誰かが■■■にからんだり、■■■の嫌がることを言ったりしていたのを見たり聞いたりしたことがありますか。

(ある ・ ない ・ わからない) ※1つに○をつけて下さい。

・ あると回答した人にお聞きます。

・ 誰がそのような行為をしていましたか。※複数回答可

・ 具体的な行為の内容や発言内容を教えて下さい。

アンケートは以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

別表4-1

証拠資料一覧表（本委員会が収集したもの）

資料番号	標 目
1	<学校> 1 対応記録（R3年10月～R5年3月）
2	<学校> 2 代理人弁護士受任の御連絡（被害状況、及び要望の記入）
3-1	<学校> 3 生活アンケート（R2年6月実施 本人記入）
3-2	同上（■年■組、バスケ部■年■生分）
4-1	<学校> 4 いじめに関するアンケート（R2年7月実施 本人記入）
4-2	同上（■年■組、バスケ部■年■生分）
5-1	<学校> 5 生活アンケート（R2年12月実施 本人記入）
5-2	同上（■年■組、バスケ部■年■生分）
6-1	<学校> 6 生活アンケート（R3年2月実施 本人記入）
6-2	同上（■年■組、バスケ部■年■生分）
7-1	<学校> 7 生活アンケート（R3年4月実施 本人記入）
7-2	同上（■年■組、バスケ部■年■生分）
8-1	<学校> 8 生活アンケート（R3年5月実施 本人記入）
8-2	同上（■年■組、バスケ部■年■生分）
9	<学校> 9 いじめに関する実態調査（R3年10月～R4年1月）
10	<学校> 10 代理人弁護士、及び保護者との対応記録
11	<学校> 11 当該校 いじめ防止基本方針
12	<学校> 12 職員研修内容
13	<市教育委員会> 1 学校との対応記録
14	<市教育委員会> 2 前代理人弁護士、保護者との対応記録
15	<市教育委員会> 3 代理人弁護士、保護者との対応記録
16	<市教育委員会> 4 当該生徒側から提出された調査事項（R4年12月）
17	<学校> いじめ重大事態 追加資料（令和6年2月5日）資料1～7
18	長期欠席に関する実態調査（R3. 7月～R4. 1月分）
19	スクールロイヤー相談報告書（相談者提出用）
20	顧問弁護士に対する相談記録
21	面談時の録音反訳（当該生徒）
22	面談時の録音反訳（■）
23	面談時の録音反訳（■）
24	面談時の録音反訳（生徒A）
25	面談時の録音反訳（生徒D）
26	面談時の録音反訳（生徒B）
27	面談時の録音反訳（生徒C）
28	面談時の録音反訳（生徒F）
29	面談時の録音反訳（生徒E）
30	面談時の録音反訳（■）
31	面談時の録音反訳（■）
32	面談時の録音反訳（■）
33	面談時の録音反訳（■）
34	面談時の録音反訳（■）
35	面談時の録音反訳（■）
36	面談時の録音反訳（■）
37	面談時の録音反訳（市教育委員会・■）
38	面談時の録音反訳（市教育委員会・■）
39	面談時の録音反訳（市教育委員会・■）
40	面談時の録音反訳（同学年の保護者その1）
41	面談時の録音反訳（同学年の保護者その2）
42	面談時の録音反訳（1学年上の保護者その1）
43	面談時の録音反訳（1学年上の保護者その2）
44	アンケート（対象者：部活の同級生）
45	アンケート（対象者：■年次のクラスメイト）
46	アンケート（対象者：部活の1学年上の先輩）
47	■
48	■

別表4-2

証拠資料一覧表（当該生徒側が提出したもの）

資料番号	標 目	作成日	作成者
ア	被害報告書		当該生徒側
イ	被害報告書（詳細-1）		当該生徒側
ウ-1	被害報告書（詳細-3）		当該生徒側
ウ-2	被害報告書（詳細-3）コート図		当該生徒側
エ	眼科健康診断結果のお知らせ	R3. 6. 22	市内の病院
オ	災害発生状況調査	R3. 3月	当該生徒側
カ	災害報告書	R3. 5. 20	当該校
キ	医療等の状況	R5. 5. 26	市内の病院
ク	卒業式のパネルの写真	R3. 3月	当該生徒側
ケ	被害報告書（詳細-4）		当該生徒側
コ-1	被害報告書（詳細-5）		当該生徒側
コ-2	被害報告書（詳細-5）コート図		当該生徒側
サ	被害報告書（詳細-6）		当該生徒側
シ	被害報告書（詳細-7）		当該生徒側
ス	不登校の経緯① 不登校の当該校対応と転校について		当該生徒側
セ	■年次担任への手紙	R3. 6. 11	当該生徒側
ソ	「受任の御連絡」と題する書面	R3. 10. 22	前代理人弁護士
タ	「御連絡」と題する書面	R3. 11. 8	前代理人弁護士
チ	管理職との面談記録 2021/11/11相談内容 ※音声データ（CD-R）		当該生徒側
ツ	管理職との面談記録 2021/11/11当該校面談の会話内容と訂正		当該生徒側
テ	部活顧問からの当該生徒宛の手紙	R4. 3. 16	部活顧問
ト	「御連絡」と題する書面	R3. 4. 21	前代理人弁護士
ナ	いじめ重大事態の調査について 管理職との面談（転校、成績）		当該生徒側
ニ	いじめ重大事態の調査について 市教育委員会指導主事との相談内容①② ※音声データ（CD-R）		当該生徒側
ヌ	市教育委員会からの手紙	R4. 5. 25	市教育委員会
ネ	受診通院歴		当該生徒側
ノ	男子バスケットボール部の練習状況について		当該生徒側
ハ	調査目的（R5. 4. 10提出の2枚、R5. 4. 26提出の3枚）	R5. 4月	当該生徒側
ヒ	調査事項（簡略）	R5. 4月	当該生徒側
フ	部活動規則	R2. 4月	当該校
ヘ	診断書	R6. 6. 14	市内の病院
ホ	診断書	R6. 6. 21	市内の病院
マ	カルテ開示資料（ XXXXXXXXXX ）	R4. 6. 14～R4. 6. 16	市内の病院
ミ	カルテ開示資料（ XXXXXXXXXX ）	R4. 6. 14～R4. 6. 16	市内の病院